

秋田県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正の背景

水質汚濁防止法（以下「法」という。）は、工場・事業場から排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的として制定されています。

また、本県では、秋田県公害防止条例に基づき、指定污水排出施設から公共用水域に排出される水を規制しています。指定污水排出施設の種類、排水基準等は、秋田県公害防止条例施行規則で定められています。

令和6年1月に水質汚濁防止法施行令の一部改正等が行われ、水の汚染状態を示す項目のうち大腸菌群数について、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である大腸菌数に改められ、排水基準についても見直されました。

当該政令の一部改正等を踏まえ、法との整合を図るため、秋田県公害防止条例施行規則で定める指定污水排出施設の污水等の要件に係る項目及び排水基準について改正を行うこととしました。改正の概要は、次のとおりです。

2 改正の概要

（1）指定污水排出施設の污水等の要件に係る項目の改正

（第15条及び別表第11関係）

秋田県公害防止条例施行規則で定める項目を大腸菌群数から大腸菌数に改めます。

（2）排水基準の改正（別表第10関係）

大腸菌数の汚染状態の排水基準に係る許容限度を1立方センチメートルにつき3,000個から1ミリリットルにつき800コロニー形成単位に改めます。

3 今後の予定

（1）公布

令和7年1月

（2）施行

令和7年4月1日